

佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例

(設置)

**第1条** 市民の教育及び学術並びに文化の発展に寄与するため、重要文化財旧中込学校（以下「旧中込学校」という。）及び資料館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 旧中込学校及び資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
重要文化財旧中込学校	佐久市中込1877番地
資料館	佐久市中込1881番地

(休館日)

**第3条** 旧中込学校及び資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(開館時間)

**第4条** 旧中込学校及び資料館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月から10月まで 午前9時から午後5時まで

(2) 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後4時まで

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(観覧料)

**第5条** 旧中込学校及び資料館を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表のとおりとし、観覧の際に徴収する。

3 特別展覧会等を開催するときで市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特別観覧料を徴収することができる。

4 特別観覧料の額は、その都度市長が定め、掲示する。

(減額又は免除)

**第6条** 市長は、必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

**第7条** 故意又は過失により建物、設備、器具、展示資料等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の設置)

**第8条** 資料館に資料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織等)

**第9条** 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第10条** 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の重要文化財旧中込学校及び資料館条例（昭和54年佐久市条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

区分	一般		学生等			
	個人	団体20人以上	高校生以上の学生		小・中学校の児童又は生徒	
			個人	団体20人以上	個人	団体20人以上
観覧料	250円	200円	150円	120円	120円	100円